原判決を破棄する。 被告人を懲役四年六月に処する。

原審における未決勾留日数中一七〇日を右刑に算入する。

里 由

本件控訴の趣意は、弁護人北村行夫作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

一 控訴趣意中、法令適用の誤りの主張について

論旨は要するに、被告人に対しては、本件について平成七年法律第九一号による改正前の刑法四二条一項(以下、たんに刑法という。)の自首の成立が認められるのに、原判決は自首減軽を行っていないのであるから、原判決には自首に関する法令の解釈を誤った結果、法令適用の誤りを犯したものであって、この誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

所論にかんがみ検討すると、原判決は(量刑の理由)の項で、「法律上の自首には該当しないものの、犯行後自ら派出所に出頭したりしていること」と判示し、本件においては、被告人に対して刑法四二条一項の自首の成立を否定していることが明らかである。そこで、同法上の自首の成否について検討する。

まず、被告人の関係での供述調書、高大学では、 電子の関係での供述調書、高生性の一〇番受理報告、 電子の関係での供述が、 のでは、 ののでは、 ののでいる。 ののでいるのでいる。 ののでいるのでいる。 ののでいるのでいるのでいるのでのでいるのでいるのでいるのでのでいるのでのでいるのでのでのでいるのでのでい

NULの事実によれば、被告人が現実に自己の犯罪事実を警察官に申告した時点においては、すでに被告人の妻からの一一○番通報が茨城県警察本部通信指令室で受理されており、すでに捜査機関に被告人の犯罪事実が発覚しているものといわざるを得ないのであるから、右の時点を基準とする限り、被告人の右の通報をもって、刑法上の自首と認める余地はないとも考えられ、原判決もこの点を根拠に自首の成立を否定したものと推測される。

立を否定したものと推測される。 しかし、自首に関する刑法四二条一項の規定は、第一義的には、犯人が捜査機関に対して自主的、積極的に自己の犯罪事実を申告した場合には、刑の任意的減軽の恩典を付与することによって、犯罪の捜査及び犯人の〈要旨〉処罰を容易にするかとう政策的考慮から設けられたものであり、犯人の行為が自首に当たるかどうかは相談〈要旨〉定の趣旨から実質的かつ全体的に、時間的にもある程度項の妥らな相談へであり、単なる時間的先後関係だけに拘泥することはこの経験にはいれば、改正刑法草案四九条一項参照)。このような観点か犯罪事と、犯人がいまだ捜査機関に自己の犯罪事実が発覚に出ておれば、捜査外の犯罪事実が発覚による時間に犯人の犯罪事実を捜査機関に申告して身柄の処分をゆだねたとしても、その投着する時間内に、認めらいよいて自ら自己の犯罪事実を捜査機関に申告して身柄の処分をゆだねたとはおいて自ら自己の犯罪事実を捜査機関に申告して身柄の処分をゆだねたとさるといる関係にあれば、これらの事情を全体として考察し、「いまだ官に発覚したれる関係にあれば、これらの事情を全体として考察し、「いまだ官に発覚したれる関係にあれば、これらの事情を全体として考察し、「いまだ官に発覚できるというべきである。

これを本件についてみると、前記認定のとおり、被告人は、本件犯行直後、自首を決意し、そのまま警察官派出所に赴き、同所表出入口に設置されたインターホン を押していること、その時間が犯行の約一〇分後であり、被告人の妻が一一〇番通 報をする約八分も前であって、同所に警察官が駐在しておれば、その時点で自己の 犯罪事実を申告して確実に自首が成立したであろうことは明白であること、また、 右派出所には、不在派出所用緊急通報装置が設置され、右インターホンにより、石 岡警察署通信室との通話が可能であり、右被告人が右のインターホンを押した時点 で、右の装置が作動して、右通信室の呼出し音が鳴り、同署警察官が応答したものの、被告人がそのことに気付かなかったため、被告人はやむなく同じ町内の文化センター前の電話ボックスまで移動し、そこから一一〇番通報して自己の氏名と犯罪事実を申告したうと、そのまま同所にとどまり、ままに駆けけた警察官の質問意 対し自己の氏名、犯罪事実等を話して任意同行に素直に応じ、任意同行先の前記警 察署において緊急逮捕されるに至ったものであること等の事情が認められるのであって、これらを総合考慮すれば、被告人の右の行為は全体としてみて、「いまだ官 に発覚せざる前」に自首したものと評価することができるというべきである。なる ほど、原判決が自首の成立を否定した理由と考えられる申告時間の時間的先後関係 を形式的にみれば、被告人が右文化センターの電話機からー一〇番通報した時点で は、すでに被告人の妻からの一一〇番通報が警察に受理されているけれども、被告 人の右通報は妻の通報のわずか二分後であって、このようなわずかの時間的先後を 決定的な根拠として刑法上の自首を否定することは、前記のような事情に照らせば 余りにも形式的な解釈であって妥当であるとはいえない。また、右のような実質 的、全体的な考察から自首の成否を判断することに対しては、その基準が不明確になるとの批判もあり得るが、前記のとおりの立法趣旨に即して、具体的、実質的判 断を加えることは法解釈のありかたとしてはむしろ当然であって、なんら問題があ るとは思われないばかりか、前記のとおり、捜査機関の所属する官署への出頭を基 準にして、その後の犯人の対応を併せ考慮して自首の成否を決するのであるから、 その基準が不明確に過ぎるなどとはいえないのであって、右の批判は当たらないと いうべきである。

以上のとおり、被告人には、本件について刑法四二条一項の自首が認められるので、これを認めなかった原判決は、自首に関する同条の解釈を誤った結果、法令適 用の誤りを犯したものというべきである。しかし、同法上の自首は、もともと刑の 裁量的減軽事由にすぎないものであるところ、原判決は、その(量刑の理由)の項 において、量刑上被告人に有利な情状として斟酌していることが明らかであり、殺 人罪の法定刑や本件の態様及び自首の経緯等にかんがみると、本件について自首減 軽を施すことが相当であったとまでは認められないから、右の誤りは、判決に影響 を及ぼすことが明らかであるとはいえない。論旨は理由がない。

二 控訴趣意中、事実誤認の主張について 論旨は要するに、原判決は、その(事実認定の補足説明)において、被告人が被 害者と妻に対して殺意を抱いたこと、そして、布団に本件包丁が絡まるという偶然 から、妻に対する殺害を中断したものである旨認定しているが、右包丁は布団に絡まっておらず、被告人としては、さらに妻を殺害しようとすればできたのに、右包丁を布団上に投げ捨てたものであるから、原判決の右の認定は誤っており、この誤 りが判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

そこで検討すると、原判決は、なるほど、その右補足説明において、「その後、被告人は、文化包丁を引き抜こうとしたが被害者の持っていた掛布団に絡まってし まったことから手を放し(た)。」旨認定しているのであるが、右の点は、犯罪の 成否とは直接の関係がない事実であるから、所論は、事実誤認の主張とは認められ ないのであるが、なお、量刑の基礎となる事実の誤認を主張する趣意とも解される ので、ここで、この点について検討を加えると、原判決の右の認定は関係証拠に照 らして正当であり、所論のような誤りは存しないというべきである。すなわち、被 告人は、捜査段階で「被害者を刺したあと、文化包丁を引き抜こうとしたが、包丁が布団の中に入って絡まったようで、なかなか抜けなかった。簡単に包丁が抜けて いたら、勢いで女房まで殺していたかもしれない」旨供述し、原審公判廷においても同旨の供述をしているところであって、これらの供述は、被害者が刺される際に 自己の身体に当てていた布団の痕跡や包丁に残された綿等の状況とも符合するので あり、被告人のこれらの供述の信用性に疑問を抱かせるような事情は存しない(所 論は、本件包丁が犯行現場の段ボール上から発見された点等を被告人の供述が信用 できない事情として指摘するが、犯行後現場に臨場した救急隊員らにおいて布団か ら右の包丁を抜いて段ボール上に置いたことも充分に考えられるのであり、この点が右の布団に絡んで抜けなかったとの被告人の供述と矛盾するものでないことは明らかであり、その余の点も被告人の右供述の信用性に影響を及ぼすものとは認められない。)。のみならず、被告人の右供述は、仮に右の包丁が布団に絡まらず、れを手にしたままであったら、勢いで妻までも殺害してしまったかもしれないと述べているだけであって、事前に妻に対する殺意を抱いていたとまで供述しているわけではなく、原判決も、その判文からみて、妻に対する殺意までも認定しているわけではないのであるから、原判決に所論のような誤認はない。論旨は理由がない。

論旨は要するに、原判決の量刑が被告人に対する刑の執行を猶予しなかった点で、重過ぎて不当である、というのである。

 自首を決意して交番に赴き、さらに一一〇番通報して自己の犯行を申告して警察官に身柄の処分をゆだねるなどして自首していること、捜査段階及び原審公判廷を通じて事実関係を素直に認め、自己の行為を真蟄に反省していると認められること、被告人には前科がなく、仕事も二三年余り勤続してきたものであり、その私生活の面においても夫として、父親として真面目な生活を送ってきたものであること、の本により、長らく勤めた勤務先を懲戒解雇になったこと等の事情も認められる。本代により上のような事情を総合考慮すれば、本件が被告人に対する刑の執行拠した。おいるである。論旨は理由が必要し、刑訴法三九七条一項、三八一条により原判決を破棄し、同法四〇〇条たにより当裁判所において更に判決する。

原判決が認定した罪となるべき事実に、平成七年法律第九一号(刑法の一部を改正する法律)附則二条一項本文により同法による改正前の刑法一九九条を適用して所定刑中有期懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で、被告人を懲役四年六月に処し、右改正前の刑法二一条を適用して、原審における未決勾留日数中一七〇日を右刑に算入し、当審における訴訟費用については、刑訴法一八一条一項ただし書を適用して被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小泉祐康 裁判官 松尾昭一 裁判官 西田眞基)